

# 監事監査報告書

医療法人 伯鳳会  
理事長 古城 資久 様

私は、医療法人伯鳳会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、業務監査のため、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月20日  
医療法人 伯鳳会  
監事

様式 2

法人名 医療法人伯鳳会  
 所在地 兵庫県赤穂市惣門町52番地の6

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 46,070,183 千円  
 2. 負 債 額 29,782,940 千円  
 3. 純 資 産 額 16,287,243 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	14,561,986
B 固 定 資 産	31,508,197
C 資 産 合 計 (A + B)	46,070,183
D 負 債 合 計	29,782,940
E 純 資 産 (C - D)	16,287,243

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人伯鳳会  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用  
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の  を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6  
注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 45 年 3 月 30 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 45 年 4 月 11 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	赤穂中央病院	2814300618	兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6	一般病床 862 床 療養病床 142 床
	赤穂はくほう会 病院 (R5.11 末廃院)	2814301137	兵庫県赤穂市加里屋字新町 99 番地	[医療保険 142 床] [介護保険 床]
	明石リハビリテ ーション病院	2812006563	兵庫県明石市二見町西二見 685 番 3	精神病床 床 感染症病床 床
	東京曳舟病院	1310770784	東京都墨田区東向島二丁目 27 番 1 号	結核病床 床
	はくほう会セン トラル病院	2813026263	兵庫県尼崎市東園田町四丁 目 23 番地の 1	
	大阪中央病院	2714112055	大阪府大阪市北区梅田三丁 目 3 番 30 号	
診療所	イオン診療所	2814300972	兵庫県赤穂市中広字別所 55 番 3	一般病床 床 療養病床 床
	大阪陽子線クリ ニック	2712802509	大阪府大阪市此花区春日出 中一丁目 27 番 9 号	[医療保険 床] [介護保険 床]
介護老 人保健 施設	伯鳳会プラザ	2854380017 2854380033	兵庫県赤穂市片浜町 232	入所定員 395 名 通所定員 143 名
	かみかわ	2853480032	兵庫県神崎郡神河町粟賀町 422 番地	
	ベレール向島	1350780019	東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	
	はくほう	2853080147 2853080162	兵庫県尼崎市若王寺三丁目 13 番 20 号	
介護医 療院				入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
伯鳳会訪問看護ステーション 伯鳳会在宅ケアセンター デイサービスセンターいきしま 居宅介護支援事業所いきしま はくほう会デイサービスセンター 居宅介護支援事業所はくほう はくほう会医療専門学校赤穂校(理学療法学科・作業療法学科) 生活習慣病管理センター 小規模多機能型居宅介護事業所塩屋の家 デイサービスセンター惣門の家 認知症対応型老人共同生活援助事業所坂越の家 ホームヘルパー養成研修事業(赤穂中央病院) サービス付き高齢者向け住宅二見の家 居宅介護支援事業所二見の家 デイサービスセンター二見の家 ホームヘルプステーション二見の家 生活介護事業所はくほう 放課後等デイサービスセンターはくほう 訪問看護ステーションしらひげ わかくさクラブ(認知症対応型通所介護) むこうじまケアプランセンター はくほう会医療専門学校明石校(看護学科) 就労継続支援A型施設はくほう サービス付き高齢者向け住宅藤の家 デイサービスセンター藤の家 居宅介護支援事業所藤の家 サービス付き高齢者向け住宅若草の家	兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-27 兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-27 兵庫県赤穂市坂越 2351 番地の 6 兵庫県赤穂市坂越 2351 番地の 6 兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-28 兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-28 兵庫県赤穂市元町 5-9  兵庫県赤穂市加里屋字新町 99 番地 兵庫県赤穂市片浜町 232-2 兵庫県赤穂市惣門町 24 番地 兵庫県赤穂市坂越 1737 番地 兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6 兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56 兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56 兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56 兵庫県明石市二見町西二見駅前 2 丁目 56 兵庫県赤穂市惣門町 52 番地の 6 兵庫県赤穂市加里屋字新町 98-14 東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号 東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号 東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号 兵庫県明石市魚住町錦が丘四丁目 12 番 11 兵庫県赤穂市片浜町 228 番地 兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3 兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3 兵庫県明石市二見町西二見字中池ノ下 653 番 3 兵庫県赤穂市若草町 30 番地	
在宅介護支援センターいきしま 【赤穂市から委託を受けて管理】 在宅介護支援センターはくほう 【赤穂市から委託を受けて管理】 むこうじま地域包括支援センター 【墨田区から委託を受けて管理】 むこうじま高齢者みまもり相談室 【墨田区から委託を受けて管理】	兵庫県赤穂市坂越 2351 番地の 6  兵庫県赤穂市加里屋字岩 290-28  東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号  東京都墨田区東向島二丁目 36 番 11 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】  
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月23日	令和4年度事業報告
令和5年8月28日	役員選任の件
令和5年9月19日	定款の変更、理事の辞任の承認
令和5年10月30日	理事の選任の承認
令和6年1月29日	定款の変更、理事の選任の承認
令和6年3月19日	定款の変更
令和6年3月30日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。  
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和6年3月21日	はくほう会加古川病院開設許可（令和6年4月開院）
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日
令和 年 月 日
令和 年 月 日

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 4 - 1

法人名 医療法人伯鳳会  
所在地 兵庫県赤穂市惣門町52番地の6

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		29,133,725
2 事業費用		29,380,956
(1) 事業費		28,719,470
(2) 本部費		661,486
<b>本来業務事業損失</b>		△ 247,231
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		1,650,742
2 事業費用		1,427,510
<b>附帯業務事業利益</b>		223,232
<b>事業損失</b>		△ 23,999
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	98	
その他の事業外収益	247,232	247,330
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	105,979	
その他の事業外費用	26,870	132,849
<b>経常利益</b>		90,482
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	1,118	
その他の特別利益	89,243	90,361
<b>V 特別損失</b>		
その他の特別損失	73,658	73,658
<b>税引前当期純利益</b>		107,185
法人税・住民税及び事業税	60,682	
法人税等調整額	△ 29,900	30,782
<b>当期純利益</b>		76,403

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。  
 金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

様式 3 - 1

法人名 医療法人伯鳳会  
所在地 兵庫県赤穂市惣門町52番地の6

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	14,561,986	<b>I 流動負債</b>	5,618,605
現金及び預金	9,638,327	買掛金	1,274,247
事業未収金	4,441,671	短期借入金	2,216,382
貸倒引当金	△ 26,500	未払金	1,426,128
未収金	75,964	未払消費税等	32,331
たな卸資産	195,313	前受金	71,575
前払費用	30,093	預り金	399,266
未収収益	119,188	前受収益	191,500
その他の流動資産	53,244	その他の流動負債	7,176
未払法人税	34,686		
<b>II 固定資産</b>	31,508,197		
1 有形固定資産	27,279,762	<b>II 固定負債</b>	24,164,335
建物	14,776,972	長期借入金	20,230,170
構築物	249,571	長期未払金	1,092,472
医療用器械備品	1,631,694	退職給付引当金	2,823,837
その他の器械備品	360,491	その他の固定負債	17,856
車両及び船舶	401		
土地	10,235,601		
その他の有形固定資産	25,032	負債合計	29,782,940
2 無形固定資産	1,019,019	純資産の部	
借地権	29,320	科 目	金 額
ソフトウェア	246,541	<b>I 積立金</b>	16,287,243
その他の無形固定資産	743,158	設立等積立金	14,583,253
3 その他の資産	3,209,416	別途積立金	251,400
長期前払費用	218,283	繰越利益剰余金	1,452,590
繰延税金資産	1,012,900		
その他の固定資産	1,978,233	純資産合計	16,287,243
資産合計	46,070,183	負債・純資産合計	46,070,183

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。
4. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。
- 金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。